

L'Adjectif dans la *Grammaire* et la *Logique* de Port-Royal *Présentation*

Hisashi SUEMATSU

Je me propose d'examiner un problème, en apparence ponctuel, dans le vaste champ encore mal exploré de l'histoire de la grammaire (et de la connaissance): il s'agit de réfléchir sur l'adjectif, qui passe d'ordinaire pour quelque chose d'évident. Un écolier ne sait-il pas ou ne croit-il pas savoir ce que c'est? Cependant cette partie du discours n'a pas été conçue toujours de la même façon: c'est seulement en 1910 qu'a été reconnu ou plutôt décidé en France par arrêté ministériel le statut *officiel* de l'adjectif en tant que catégorie grammaticale indépendante, parallèle à celle du nom. Auparavant, à l'âge classique au moins, tous les écrivains (philosophes, grammairiens, littéraires), à deux ou trois auteurs près, l'appréhendaient comme une espèce de mots qui partage le genre du nom avec l'autre espèce: le substantif.

J'essaierai ici de mettre en lumière la théorie de l'adjectif des auteurs de Port-Royal: Lancelot, Arnauld et Nicole, représentants par excellence des *grammatistae philosophantes*. Pour ce faire j'aborde, entre autres, trois questions principales:

1. Quel système solidaire le logique et le grammatical constituent-ils dans le discours de la *Grammaire générale et raisonnée*?
2. Si cette *Grammaire* fonde vraiment la notion du nom adjectif, comment et sur quelle base le fait-elle? Ou ne suit-elle pas simplement l'usage, c'est-à-dire la tradition terminologique de l'Ecole?
3. Quelle est la signification de la série de corrections (suppressions systématiques du terme "accident" remplacé par d'autres) qu'apporte *La Logique ou l'art de penser* (5e édition), lorsqu'elle reproduit dans le corps de son discours le texte de la *Grammaire*?

En réfléchissant à ces questions, j'aurai occasion de réexaminer les interprétations respectives de nos éminents précurseurs sur la linguistique de Port-Royal: N. Chomsky et M. Foucault.

ポール・ロワイヤルの 『文法』および『論理学』における形容名詞

末 松 壽

はじめに

文法学ないし言語学の歴史を考えるのはまったく辺境的な営みにすぎなかった¹⁾。そのことは、哲学や経済学の歴史が哲学そのもの経済学そのものより場合によってはより重要な学問を形成していたことを考える時、奇妙な印象をあたえずにはおかない。言語には歴史があるが、歴史性をまさに学の基盤におく言語学には歴史はなかったといえる。この欠如は、今世紀後半に見られた人文科学の発展のなかで強く意識された。この意識の形成には、とりわけ三人の学者の仕事がインパクトをあたえたように思われる。すなわち、

1. ソスユールの『一般言語学講義』(1916年)の頻繁な再版²⁾
2. ノーム・チョムスキーの『デカルト派の言語学』(1966)、仏訳(Seuil, 1969)
3. フーコーの『言葉と事物』(Gallimard, 1966)および『一般理性文法』序文 (Republications Paulet, 1969)

である。

これらの著作を読んだ多くの人々は、そこで言及され分析される過去の文法思想が、必ずしも荒唐無稽ではないこと、それどころか場合によっては現代の常識に反省をうながしたりあるいは現代人の確信している知の源となっていることを知った。更には

多くの特徴によって、ポール・ロワイヤルの『文法』、また一般的に、その王朝が古典時代をとおして——17世紀の半ばから19世紀の初めまで——ひろがったあのあらゆる理性文法は現代言語学と類縁をもつ。あたかも〔…〕最近の一般的言語科学の構想が古い一般文法学の企てに合流するかのよう(フーコー、1969)、

と思われた。同時に、人々は西欧における認識の歴史の一分野をなすべき言語

学の歴史が、全体としても個別的にも極めて不完全にしか知られていないことに思っていた。

以後、1970年代から現在まで、(修辞学関係もふくめて)多くの文献が再版されてきたし、かなりの数の研究書も出版されてきたことは周知の事実である。もちろんその過程で、上記先駆者たちの描いた展望や解釈の是非も検討されることになった。

我々が試みるのは、文法学のそしてより一般的には認識の歴史という膨大な分野のなかのまさに点的な問題の検討である。品詞の一つとして受け入れられ、誰もその何たるかを疑問にすることもないほど自明の知識となっている“Adjectif”の個別研究にすぎない。だがこの品詞は歴史を通じて常に同じように理解されてきたわけではない。「名詞」から独立しこれに対立する文法的範疇としての「形容詞」がフランスにおいて一般に「公式の」つまり教育上の身分として承認されたのは実に20世紀においてなのである。それ以前、少なくとも古典時代にはこれは、二三の著者を例外としてほぼ全ての文法家や哲学者、文学者によって、もう一方の種である“Substantif”とともに名詞という上位の類を形成するものと考えられた。この報告では、(18世紀のデュマルセ、ボゼらとともに)伝統文法を代表するポール・ロワイヤルの学者たちに焦点をあてて、彼らにおけるこの種の語の定義、そして文法体系の中でのその位置づけを考察する。

1. ギュスターヴ・ギヨームの証言

かつてチョムスキーはその『デカルト派の言語学』を開始しながら、言語学者たちは自分たちが携わっている学問の歴史を知らないし、これを知ろうともしないことを批判した³⁾。ここでその証言をとりあげるギヨーム(Gustave Guillaume, 1883-1960)は、動詞の時制や冠詞について、さらには広く一般言語学において、特に人間の思考や論理との関係で独創的な探索をした学者であるが、これまた言語学の歴史について多くの発言をしたとは思われない。それでもソスユールの『講義』については例外で、幾度もこれに言及し、これを「自らの学問の将来を慮るあらゆる言語学者の枕頭の書」と呼んでいる⁴⁾。それはギヨーム自身の研究が何に繋がるのかをしめす発言であるが、他方におい

てギヨームは彼が探る言語活動の「心的構造」なり「心的体系性」の諸問題が、ソスユールをこえて古典時代の学知の系譜につらなることを明らかにしてもいる。デュマルセへの言及が、1949年2月18日の「代名詞」に関する講義⁵⁾のうちに見られるのである。

ギヨームは、「代名詞」(pronom)なる呼称の不正確さを指摘してその実際の機能を論ずる前に、もう一つの文法用語の不適切さに言及する。彼によれば「伝統」によって定まっている「文法用語」は満足のものではない。それは「言語の真のメカニズムに無縁の」見解に対応することが多く、しかもこれが教育上の術語にもなっている。それにつけ加えて、と彼はいう、

伝統的な術語は哲学的な性格をもち完全に形式論理学に浸透されていたのですが、不幸なことに、もともとこれを考えた人々よりも洞察力の劣る人々によって軽率に手直しされてしまいました。(上掲書、107頁)

我々にとって伝統は二重になることに注意しよう。つまり、1) 現代までの伝統。これが教育上の術語、制度となっている。2) それに先立つ伝統。それは哲学・論理学に浸透されていた。そして前者が後者を覆い隠している状況をギヨームは嘆いているのである。

そこで古い学知に属するデュマルセ (César Chesneau, sieur du Marsais, 1676-1756) を挙げて、その“Adjectif”の考え方を例にとる。十八世紀の「言語学」、一般文法学の精神を特徴づける文脈のなかで【百科全書】の文法学者を評価する指摘である。曰く、

十八世紀——人々が一つのもしくは複数のきわめて進化した言語 (langues) の吟味、とりわけ哲学的吟味によって、言語活動 (langage) とその本性の深い認識にはいる可能性をまだ信じていた時代——の文法学者デュマルセ、卓越した精神、文法学者にして哲学者、哲学者たる文法学者デュマルセは品詞のなかに名詞 (nom) というものがあることを認めて、これを一つの類、一つのカテゴリーとしました。そしてこのカテゴリーの下に、正当にも二つの下位カテゴリーの存在を見つけたのです。すなわち実体名詞 (substantif) と形容名詞 (adjectif) の存在です。(同上)

「正当にも」と評価する言語学者にとってこの分類法が「実態に対応する」ことはいうまでもない。これゆえ術語が「形式論理学に浸透されていた」とい

う指摘も「哲学者たる文法学者」“grammairien philosophe” デュマルセ——ヴォルテールやダランベールによるデュマルセ評価の言葉に呼応する⁶⁾——という形容も彼においては決して非難ではなく⁷⁾、むしろ反対であることがわかる。デュマルセによる「名詞のシステム」は、

Nom (名詞) < adjectif (形容名詞)
 substantif (実体名詞)

であった。

ではどのようにして体系の変化はおきたのか。ギヨームはいう。

ある省令——だれがそれを勧告したのかを私は知らないのですが、実体名詞という術語はもう使ってはならないこと、学術書においてはこれの代わりに名詞という術語を用いるよう規定したのです。(同上)

これにならって初等文法書も上級文法書も、「名詞という統合するカテゴリーと形容名詞という統合されるカテゴリーとを」向かいあわせに置くことになった。「省令の力によって次のようないわゆる体系化が得られた」

Nom | Adjectif

つまり、類の下に種と種とを対置するのではなく、一つの種を省くことによって、残った種に類を対置したのであります。(108頁)

以上の指摘につづいて言語学者は、アントワヌ・メイエ (A. Meillet, 1866-1936) を引きあいにしなが、「文法用語の正確さそのものは二次的な事柄であって」用語の改革を主張するつもりはないが、「言語構造を自己の内にもつ」精神はたとえ不適切な術語のもとにでも実態を把握できるし把握しなければならぬ、という。それから講義は、主題となる「代名詞」についての実際の機能は何かという考察に入っていく。「形容名詞」についてはギヨームが基本的にデュマルセの体系を踏襲していて、これを実体名詞とともに名詞の種と見なしていることは明らかなのであるが⁸⁾、ギヨームの理論を検討することは我々の主題ではない。

ギヨームが言及している「省令」について一言の注釈をしておこう⁹⁾。実際、後に第三共和国の大統領になるガストン・ドゥメルグ (Gaston Doumergue, 1863–1937. 1908–1910年「公共教育大臣」) の名で発布された1910年7月25日付けの「新たな文法用語を定める法令」なる文書が、教えるべき品詞として、名詞 (nom)、冠詞 (article)、代名詞 (pronom) につづいて形容詞 (adjectif) ...をあげている¹⁰⁾。つまりそこでは形容詞は名詞その他と同等の立場でならぶ一つの品詞を構成しているのである。そして「この改革の重要性」を説明する文書が二ヵ月後に出ている。大学管区長あての9月28日付けのドゥメルグの「通達」である。それは、公共教育において当時用いられていた文法用語が見せている不都合をまず「一定しない用語の混乱と無秩序」にあると指摘し、その最初の例として“Nom”と“Substantif”を挙げている¹¹⁾。なお注目すべきは、この「通達」によれば、当然予想できることだが、改革案を審議する委員会が作られていて、この委員会は「その研究ないし職務によってこの問題に関して権威ある意見をのべる資格を有する大部分の人々に意見を徴した」旨述べているのである。以上より、当時のフランスの教育・研究において Nom と Substantif とは人によって使い方がまちまちで、あるいは同義語として (新しい用法) あるいは異なる意味の語として (伝統的な用法) 用いられていたということが分かる。その混乱を解決するために政府は1910年に要するに「形容詞」を認知することによって“Substantif”を廃止したのである。

さて、ギヨームの先の指摘から古典時代の文法学に関して幾つかの問題がたち現れてくるだろう。例えば、

1. デュマルセによる「形容名詞」の解釈
2. “Adjectif”を名詞の範疇に入れる文法学者はデュマルセ一人なのか。これと同時代の、また先行する文法学はどうであったのか。
3. 元々の文法学において名詞=実体名詞+形容名詞という体系はいかなる意味で哲学・論理学に連帯していたのか。
4. 名詞/形容詞を対置する傾向は、後世はいうまでもないとして、デュマルセの時代には見られなかったのかどうか。

1と4とは省き、我々はここで特に3を検討することにする。2は3が前提とする問題である。デュマルセを取り上げないのは、『百科全書』第一巻に収録されたデュマルセの手になる項目“Adjectif”¹²⁾は冒頭でその名称を説明し、事柄を定義しているのだが、そしてそこでは、ギヨームがいうように Adjectif

が Substantif と対になって Nom の範疇に属することは容易にわかるのだが、この体系を基礎づける哲学なり論理学思想はそれほど十分に表明されてはいないという理由による。もちろん、実体名詞は実体 (substance) の名称であり、形容名詞は実体の性質 (qualité) ないし在り方 (manière d'être) の名称である。しかしこれら 4 項のとり結ぶ関係についてはデュマルセはそれ以上のことは何もいわないのである。他方デュマルセの『百科全書』への協力は項目 “Grammairien” (第 7 巻、1757 年) までで終わっていて、彼自身は “Nom” という項目¹³⁾も “Substantif” のそれ¹⁴⁾も書くことはなかった。

そこで我々はやや時代をさかのぼって、「今日我々が考える意味での文法学は [...] 本質的には [...] そこで] 生まれた」¹⁵⁾ という評価を受けているポール・ロワイヤルの文法学をとり上げることにする。

2. テクスト間関係性

我々がとりあげる文献をまず簡単に紹介しておこう。

第一に『文法』。デュマルセが様々な箇所ですら頻りに引用しあるいは言及する文献、ランスロ (Claude Lancelot, 1615-1695) とアルノオ (Antoine Arnauld, 1612-1694) のいわゆる「共著」になる『一般理性文法』¹⁶⁾である。それがフランスはもとより古典時代のヨーロッパ「言語学」にあたえた影響からみて、またそこで展開される “adjectif” の議論が形式論理学と緊密な関連をもつ事実からも、この著作を検討することが適当であろう。ポール・ロワイヤル修道院の教育活動の成果の一つであり、古典時代のいわゆる「哲学的」文法を開始することになるこの書は、デュマルセに先立つこと一世紀あまり、1660年に匿名で出版をみた。その後、1664年に第 2 版が、1676年には二度めのそして最後の増補をふくむ第 3 版が出ている¹⁷⁾。我々が主として参照するのは第二部第 1 章および “Adjectif” を主題とする同じく第 2 章である。

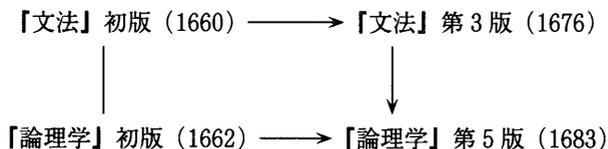
次に『論理学もしくは思考術』。1662年にアルノオとニコル (Pierre Nicole, 1625-1695) が匿名で出版したこの書は¹⁸⁾、著者の生前に都合 4 回にわたる改訂ととりわけ増補をうけ、1683年の第 5 版において最終的な形をとる¹⁹⁾。“Adjectif” にかかわる考察はおよそ二箇所ですら展開されている。すなわち、一は「概念」(idées) に関する考察をこととする第一部第二章で、そこでは語があらわす概念とその対象との関係が話題になる。この箇所は第 2 版から第 5 版

にかけて2、3の字句の修正がなされる他、末尾には5つのパラグラフが追加されて章は2分の3の長さをとる。けれども“Adjectif”に関する基本的な議論には変化がない。この箇所を「1662年のヴェルシオン」と呼ぶことにする。もう一箇所は「判断」(jugement)つまり複数の概念の結合(肯定)または分離(否定)に関する第二部第一章「命題とのかかわりにおける語」である。ここはつづく第二章「動詞」とともに全体として第5版での追加部分である。これを「1683年のヴェルシオン」と呼ぶことにする。

ところでこの第二部冒頭での追加について、著者たちは『文法』からの借用を表明している。「動詞」の章の冒頭において著者たちは書いている。

我々は、「名詞」および「代名詞」についてここまで述べてきたことを、いくらかの点——これを我々は別様に説明したのだが——をのぞけば、一般『文法』というタイトルでしばらく前に印刷された小さな書物から借りた。(108頁。原文中の大文字には括弧「 」ないし「 」をつける)

それゆえ、『文法』初版、その第3版、『論理学』初版、その第5版という四つの資料の間には、著者の異同(ランスローアルノオ/ニコルアルノオ)に由来する問題を別にして——テキストの上でそれぞれの個性に帰せられる部分を判別することは難しい²⁰⁾——、思想の共通性や差異そして通時的関係を問うことができる。すなわち、



いわば星座を形成するこれらコルプス間の関係が問われうる。ただし今は我々が検討の対象とする箇所特に注目する。とりあえず読者に分かることをまとめれば、

1) (下の矢印)『論理学』第一部第二章内での増補としては、すでに述べたように3ヶ所の字句の訂正と後半部における5つのパラグラフの追加がある。(本稿には影響がない)。

2) (上の矢印)『文法』の校訂版を出したブレックルの概括的な指摘によれば、

初版テキストが「後の版において削除されたり手直しされたりすることはめったにない」²⁰⁾。つまり2度にわたる改訂は主として追加である。そして「大部分の追加と手直しが第二版でなされた」という。実際、我々がざっと見た限りでは、1664年の第2版に「非人称動詞」に関する章が導入される²¹⁾のが最重要の変更であり、もう一つは、つとに1756年にフロマン神父が指摘した第二部第9章におけるかなりの増補がある²²⁾。たとえば第3版のテキストには、『論理学』初版の4つの章への参照指示がみえる²³⁾。大きな追加は以上の2箇所、全体の組織にかかわる変更はないといえる。我々が検討する第二部冒頭の二章については、取るにたりない1、2の文字の脱落や句読点の違いをのぞけば、第3版のテキストは初版のそれと同一である²⁴⁾。

3) (左の縦線)『文法』初版と『論理学』初版の関係については、いかなる証言もない。起草の先後関係も明らかではない²⁵⁾。もちろん共通の著者であるアルノオの介在がこれら二つの間にテキスト間関係を付与することは疑えない。事実、後でみるが、『文法』第二部は未だ存在しない『論理学』の枠組みとなる思想をすでに要約し、そこから議論をはじめてさえている。

4) (右の矢印)最後に『文法』と『論理学』改訂版との間には、すでに見たように、前者(第二部第2章)の言説を後者(第二部第1章)が再利用しつつ、「別様に説明した」という事実がある。この借用は『文法』第3版からと想定するけれども、先程のべたように、借用されたテキストに異同がない以上『文法』初版からの引用としても差し支えない。もちろん『論理学』に当初からあった名詞論(第一部第2章)と借用によって追加された1683年のヴェルシオンとの間に思想上の相補関係とかもしれないが、ここでは考慮しない。

総合的な研究のためには、4つのテキストを吟味してそれぞれの特徴を明らかにし、かつ一から他への思想の修正とか補充の跡を綿密にたどる必要があるだろうが、言説を進化論的に評価するまえに、さしあたってテキストの起草と推敲の時期に関して次のことを確認しておけば十分であろう。『文法』と『論理学』とは、後者の方がやや遅れると見るのが妥当であるが、いずれにしても、二三のテキスト間関係性の事実をあげたように、20年あまりの幅をもつ同じ時期に書かれた緊密な連帯関係にある著作であるということである。

以下において我々は問題を三つにかぎって考察することにする。

1. まず『文法』の言説において哲学と文法学とはどのような連係システムを

形成しているのか。これはギヨームの指摘に触発された問題である。

2. 『文法』の言説は「形容名詞」という考え方の根拠を明らかにしているかどうか。“Adjectif”が“Nom”に帰属する根拠はどこにあるのか。形容名詞の由来を問う。

3. 『文法』テキストの『論理学』第5版による引用が見せる顕著な修正を観察し、その修正の意味を明らかにすること、である。

3. 哲学から文法学へ

『文法』第二部第2章のタイトル「名詞、まず最初に実体名詞と形容名詞について」がすでに“Adjectif”の身分を明らかにしている。「まず最初に」はそれがこの品詞の基本的な第一の区分であって、そこから名詞論をはじめするという意味である。(第3章は固有名詞と一般名詞の区分を論じている)。デュマルセにとってと同様に、というよりデュマルセはその伝統の内にあったということだが、ここでも名詞は二つの種が構成する類なのである。著者たちは、思惟の分析からその記述を開始する。

我々の思惟の対象は、たとえば「地球」「太陽」「水」「木材」のような事物——これは普通「実体」とよばれる——であるか、「丸い」「赤い」「固い」「物知りである」などのような事物の在り方——「偶有」とよばれる——である。(『文法』、30頁)

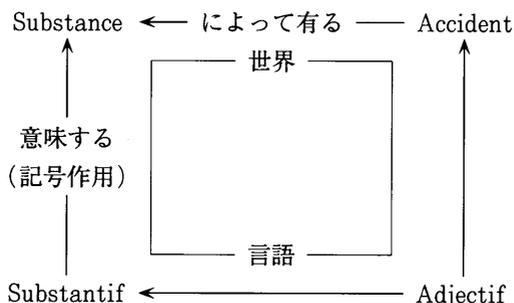
ところで、事物(実体)/事物の在り方(偶有)は、続くパラグラフの「実体がそれ自身で存続するのにたいして、偶有は実体によってしか無い」(同上、31頁)という説明で判別をうける。同族語“subsister”が実体(substance)を特徴づけることに注意しよう。これは思惟の対象となる世界に在るものの在り方の記述である。ギヨームが指摘した昔の文法用語をささえる哲学の基礎的な概念に他ならない。もちろん思惟との関わりということでは、そこにデカルト哲学との関連をみることもできる。

さて興味ぶかいのは、この存在論との対応という形で言語における品詞が把握されることである。第三段落がそれをしめす。

そのことが思惟の対象を意味する語のあいだに主要な差異をつくった。なぜならば、

実体を意味する語は「実体名詞」とよばれ、そして偶有を、それが適合する基体をしめしつづ意味する語は「形容名詞」とよばれたのである。(同上)

まず「意味する」(signifier)とは、ここでも語の相対的有縁性にしたがって、記号 (signe) としての作用をもつということであり²⁷⁾、文中での「意味する」はいずれも「... の記号である」と理解することができる。さて、問題の4項は一つの四辺形を構成する。



上の横線は思惟の対象となる存在レベルの、下のそれは言語レベルのそれぞれ二項関係をあらわす。これら二つのレベルは縦線のしめす二項関係、すなわち記号作用によって連結される。左辺は実体名詞による実体の、右辺は形容名詞による偶有の表象である。間もなく確認するが、言説においても形容名詞は実体名詞を前提とするであろう。

存在論がこうして文法学を基礎付ける。あるいはこれらの学は精神の記号能力によって連帯しあった一つのシステムを形成する。文法学は存在者の存在仕方によって透写され、これを言語レベルでいわば模倣する。そして当然ながら術語も、語の派生関係による動機づけをうける。「実体名詞」についてはすでに指摘した。「形容名詞」として例外ではない。「Adjectif は Adjectus に由来する」は項目“Adjectif”におけるデュマルセの書き出しである。それはポール・ロワイヤル『文法』においても共通の認識であったことは推断してよい。ただ、前者の用いる「性質」にたいして、それに対応する術語がここでは「偶有」である点に注意しておこう。

4. 言説の秩序

以上の基本的な定義から出発して『文法』は、概念作用との関連で語の（そして品詞）の派生関係を説明する。実体名詞から形容名詞が、形容名詞から実体名詞がどのように派生するかということである。その議論の一部は後に参照することになるが、今は次の図式によって纏めておくことにしよう。

名詞 { 実体名詞より : homme (S1) > humain (A2) > humanité (S3)
 { 形容名詞より : { roi, philosophe (A > S) ……品詞の転用²⁸⁾
 { dur (A1) > dureté (S2)

5. 形容名詞の由来

さて、『文法』はいかなる根拠で Adjectif を名詞の一種とするのか。

しかしこれは当惑させる問題である。我々の読んだ文章は、思惟の対象を二分したあと、それぞれを意味する語の名前を紹介するにすぎない。いかなる理由で Adjectif が名詞なのかについては、（なぜ Substantif が名詞なのかについてと同様に）明示的には何もいわないし、またこの配分を殊更に強調することもない。そこで、まず注目しなければならないのは、我々が最後に引用した第三段落のテキストがどういう種類の文章かという点である。それは「私は何々を何々とよぶ」という定式のヴァリエントのように見える。それは一種の「名称の定義」(définition de nom) を与えているのではないだろうか。「一種の」という理由は、パスカルが『幾何学精神論』の中で事物の定義と区別して語った「名称の定義」²⁹⁾の考え方を『論理学』のなかで採用した時に、アルノオとニコルがつけ加えた「それによって名前が慣用において意味するところのものを示すもう一種の名称の定義」³⁰⁾が問題だからである。『論理学』はこの種の概念規定を次のように説明している。

それゆえ、単にいかなる意味である語を用いるかということを知らせるつもりではなく、それが普通にとられている意味を説明しようと主張する時には、それについて与えられる定義は決して恣意的ではなく、事柄の真実をではなく慣用の真実をあらわ

すべく拘束され強制される。(『論理学』、94頁)

「...は...と呼ばれた」という名称の紹介の仕方から、我々は問題の文章を慣用にもとづく名称の定義に属すると解釈するのだが³¹⁾、この解釈が正しければ、『論理学』の教えに従って我々が正当に問わなければならないのは、実体名詞なり形容名詞なりの概念規定が文法学の術語の慣用に合致しているかどうかであって、ポール・ロワイヤルと同時代のもしくはこれに先行する文法観を参照することが必要になるだろう。逆に、いかなる道理によって Adjectif が Substantif とともに名詞の範疇に入るのかを事柄の真実性のレベルで問う必要はないことになろう。

しかしそれですます訳にはいかない。というのも標題にあえて「一般的にして推論された」(générale et raisonnée) という語を冠した『文法』はその序文においても「ただ慣用にしがう」のではなく「慣用の道理 (raisons) を見抜く」ことの重要性を説いている³²⁾。そしてこの道理のレベルにおいてこそまさに、フーコーが指摘するように³³⁾、この書が古典時代に開始する(実際には再開する)文法学の可能的にはあらゆる言語にとって有効性をもつという「一般性」はもしかしたら存するのである。呼び名が慣用に従っているとしてもその慣用の道理を『文法』がどこかで暗示していないという保証はない。そこで我々の探求は二つにわかれる。一方においては形容名詞の名詞たる所以をさぐる、そしてもう一方においては「形容名詞」というおそらく慣用的な名称の伝統を辿ることである。

まず、『文法』の記述にそって形容名詞という考え方の根拠を問うてみよう。幾つかの仮説ないし仮設をたてることができる。ところで仮説が真の解決であるためには何が必要か。Substantif と Adjectif とが名詞の種を構成するというところに根拠があるとすればそれは、第一にこれら二つの種がそれぞれの差異をこえて共通に一定の特徴をもつということであり、第二にしかし同時に、その特徴を他の品詞は分けもつことはできないということである。すなわち名詞の本質的属性、種差 (différence) が有ることを明らかにしなければならない。二つの条件の一つでも欠けるならば仮説は真理ではないであろう。ではどういふ仮説が可能か。

① 古典語に親しい人なら名詞(実体名詞と形容名詞)における曲用 (déclinaison) つまり性、数、格におうじた語形変化の存在を考えるかもしれない。

ランスロ自身もその『ラテン語教本』(1644)において、7つの品詞をこれを基準として二つにわけた。1) 曲用しないもの(副詞、前置詞、接続詞)、そして2) 曲用するもの(名詞、代名詞、動詞、分詞)である。(ここで「曲用」は「活用」をふくんでいる)。また『ギリシア語教本』(1655)においては上記に冠詞を加えた8品詞をかぞえ、これを三つに分かつ。1) 格変化をしかつ数の多様性をもつもの(名詞、冠詞、代名詞、分詞)、2) 数の多様性をもつが格変化しないもの(動詞)、3) 格変化も数の多様性もないもの(副詞、前置詞、接続詞)である³⁴⁾。個別言語の文法で有効なこの分類は「一般」文法で採用することはできない。他のロマン語においてもそうだがフランス語には(代名詞を別にすれば)格変化はなく、従ってそれは名詞の種差たり得ないからである。それゆえ「一般」文法は別の品詞体系を提案せざるを得ないことになる。

② 第二の仮説。形容名詞と実体名詞とは、(異なる仕方ではあるが)いずれも実体ないし基体を意味ないし指示する。つまりこの実体ないし基体へのかかわりこそが名詞を特徴づけるものではないのか。形容名詞の定義には、基本的には実体がそれとなる基体へのかかわりが明言されていることを無視してはならない。すなわち、それは「偶有を——これらの偶有が適當するところの基体を示しつづ——意味する語」(31頁、強調筆者)なのである。この記号作用の複雑な構造を、著者は第二章をおえるパラグラフにおいて詳細に解説した後、別の章(第24章)で統辞法にかかわる一般的な準則の一つとして単純な、しかしそれゆえやや不正確な表現でまとめている。曰く、

実体名詞に関係をもたないような形容名詞は存在し得ない。なぜならば形容名詞は、それによって判明に示される形相の基体である実体名詞を漠然と示すからである。(156頁)

もちろん文章の後半部は、第二章の記述にもとづいて「それによって判明に示される形相の基体である実体を漠然と示す」と訂正する必要があるだろう。実体名詞が端的に実体もしくは基体を意味するのに対して、形容名詞が、

より漠然とではあるが直接には(...)基体を意味し、より判明にはあるが間接的にしか(...)形相を意味しないことは確かである(Ⅱ、2、34頁)

というのであるから。(それゆえに形容名詞は基体を意味する実体名詞とのか

かわりでのみ言説において用いられる。) こうして名詞は判明にであれ漠然とであれ基体を表象することには変わりはない、と思われる。

ところが、この仮説にとっては、実は実体名詞そのものにおいて実体との関連が切断されることがあるという事実が困難をつきつける。先に言及した派生語の場合である。形容名詞の二重の意味作用のうち一方のあの「偶有が適合する基体をしめす」という意味作用、これを『文法』は“connotation”(文字どおり「共示」と呼んでいる(31-32頁)。そしてこの「共示」の除去によって形容名詞からの実体名詞の派生、我々のいわゆる第二種の実体名詞(S2)が説明されるのである。すなわち、

それゆえ、この共示が形容名詞をつくるのであるから、偶有を意味する語からそれを取り除く時、人は実体名詞をつくることになる。例えば「色彩をもつ」(coloré)から「色彩」(couleur)を、「赤い」から「赤」を、「固い」から「固さ」を、「賢明な」から「賢明さ」を、という具合である。(32頁)

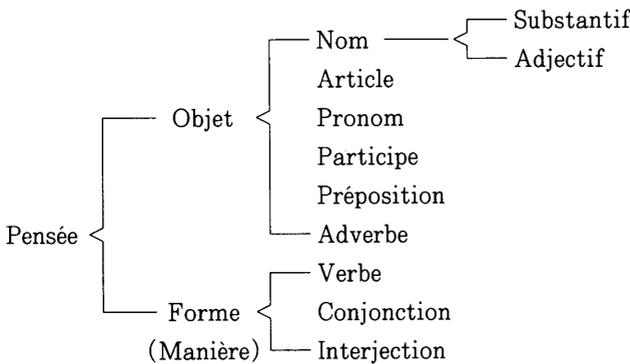
あるいはまた「白い(blanc, candidus)は白さをもつところのものを直接にしかし極めて不明瞭に意味する」(34頁)のだが、この「白さをもつところのもの」(基体)の共示を除去することによって「白さ」(blancheur)ができるというのである。ということは「白さ」には基体の共示はないということに他ならない。

同様のことが、第3種の実体名詞(S3)(humanité)についてもいえる(33頁)。それゆえこれは「抽象的実体名詞」(substantifs abstraits)とか「分離された実体名詞」(substantifs séparés)とよばれる。要するに基体からの分離が問題なのである。

こうして、SubstantifとAdjectifとはいずれも実体ないし基体を意味するという共通性を持ち、それによって共通の名称で統括されるだろうという説明には、実体名詞のうちには「赤さ」や「人間性」のように(それ自体がいわば「実体化」されたために)まさに基体の共示を剥奪されて存立するものがあるという事実によって、仮説そのものが成立しないことになる。

③ 第三の仮説。形容名詞は実体名詞とともに「我々の思惟の対象」を意味する語である限りにおいて共通である。それゆえ思惟の対象の記号が名詞なのではないかと問うことができる。この仮説は今まで見てきたテキストからなら正しいと見える。じっさい先ほど見た『文法』第二部第2章冒頭は「思惟の対象

は... 事物であるかもしくは... 事物の在り方である」と述べていた。そしてそれらに対応する語が名詞の二つの種であるのだから、それ以外には何もないはずである。けれども我々がまだ見ていない【文法】の一節が障碍になる。というのも先立つ第1章は、語の「最も一般的な区別」について語りながら、「...ある語は思惟の対象を意味し、他の語は我々の思惟の形や在り方を意味する」（同上、Ⅱ、1、30頁）³⁵⁾と述べ、前者には「名詞、冠詞、代名詞、分詞、前置詞、副詞」を、後者には「動詞、接続詞、間投詞」を列挙しているのである。図示しよう。



品詞の各々についての議論は省くが、名詞だけならもちろん、名詞に密着する冠詞とか「これに代わる」とされる代名詞³⁶⁾とか「真の形容名詞である」とされる分詞³⁷⁾だけならともかく、前置詞や副詞もまた「思惟の対象」を意味するというのであるから仮説は成立しないように思われる³⁸⁾。もちろん、列挙される全ての品詞がまず「思惟の対象」を意味する点で共通性を持ち、次に「名詞」以外のそれぞれの品詞があれこれであるという規定をうけるのであるから、名詞はそのあれこれではないという形で差異を与えられると、ソスユールを転用して言えるかもしれない。すなわち、あたかも

言語には差異しかない。そのうえ[...]言語においてはポジティブな用語をもたない差異しかない³⁹⁾

のである。しかし、思惟の対象を意味する品詞のなかで言ってみれば最重要の

ものと思われる名詞——実体名詞および形容名詞——のみに、これを根拠づける独特のポジティブな特徴（必要条件）がないというのは、少なくとも知性を満足させる事態ではないし、ポール・ロワイヤルの知性主義的な立場に馴染まないと思われる⁴⁰。

この仮説の拒否はフーコーの解釈に対する疑問の提起になる。ポール・ロワイヤル【文法】への「序文」における「語の種別化」に関するフーコーの鮮やかなしかし難解な分析は、まずこれの原理となるものは【文法】に欠けていて「論理学」にみえる記号理論にあるとして、後者に従って記号、概念、対象の関係を図式し、名詞は「概念の本性」の差異に基づいて動詞から区別され、また「対象の本性」の差異に基づいて実体名詞と形容名詞に二分される、という⁴¹。けれども、【文法】における語の「種別化」を根拠づけるのである以上、解釈者は【文法】（Ⅱ、1）そのものの与える区別に何らかの説明を与えなければならなかっただろう。

このテキストの無視は次のような結果を引き起こす。まず、フーコーの解釈には副詞の位置づけがみられない。もちろんこれは細部であって「本質的なもの」ではないのだろうが⁴²、厄介な問題であることに変わりはない。【文法】が第二部12章で「普通には動詞に結合しその作用を変様し決定する」（94頁）とし、それゆえ“Ad-verbis”と呼ばれるという品詞が、冒頭の第1章では、動詞をふくむグループではなく、名詞の側に置かれている事実をどう解釈するのか。第二に、名詞と動詞とを範疇づけるとする「概念の本性」における差異とはいかなるものか。フーコーはテキストへの参照を与えていないのだが、これを説明する文章が「論理学」にあるのか。記号論の章（Ⅰ、4）が動詞を語ることは全くない。更に、【文法】では、名詞と動詞を分かち含む二大グループの判別を「最も一般的な区別」とよんでいる。それはこの書にしたがって我々が示したように、類、種、亜種という階梯組織の最高位にくる区分なのだが、この体系をフーコーの分析は表現し得ているのか（そのいわゆる2分の1レベルとはどういうことなのか）。最後に【文法】では、まもなく見るように、思惟の対象／思惟の形という概念作用のレベルの二項対比と、名辞（termes）／繫辞（liaison, いわゆる“copula”）という判断・命題レベルの二項対比とを重ねているのだが、分析者は記号—対象の域にとどまることによって後者を排除してしまっている。もちろん異なる基礎から出発して説明することは自由であるが、しかし今指摘したいくつかの問題はフーコーの分析にとって困難を構成するものであろう。

仮説がそのままでは十分な説明にならない理由はそれが記号作用の範囲にとどまる点にある。勿論『文法』がごく短く定義するにとどめた⁴³⁾のに対して、『論理学』第5版が展開した記号の定義と分類は、アリストテレスもアウグスティヌスをも視野におさめた古典セミオロジーの集約として注目すべきものであり、ある意味でソスユールによる記号学の提案をも容易に包みこむ潜在的な効力をもつ理論であるけれども、『文法』における語の種別化を完全に根拠づけることはできそうにない。要は、品詞の二大グループのそれぞれに共通し、区別を根拠づける本質的特徴（同一性）を明らかにし、またグループを構成する各品詞それぞれに独自の特徴（差異）を示さなければならないのである。それにとりかかるためには、問題の「最も一般的な（品詞）の区別」を導入する件——それは形式論理学の基礎を解説する——に遡る必要がある。考えてみれば、『文法』が第2章で名詞の細分化を論ずるまえに、第1章でより上位の区別を説明しているとしても、それは決して奇妙なことではない。というのも第1章はその標題においてこう宣言していたのである。

文法の基礎を理解するためには、我々の精神のうちでおこることを知らなければならぬ。言説を構成する語の多様性はそれに依存する。（Ⅱ、1、26頁。強調筆者）

語の多様性つまり異なる品詞の存在は「精神のうちでおこること」の認識、論理学に依存するのである。実際、まだ存在しない『論理学』の思想をあらかじめ要約しつつ——先に述べたようにこの第1章のテキストも1660年から変わることはない⁴⁴⁾——、アルノオの口述のもとにランスロは書く。

あらゆる哲学者が我々の精神には三つの作用があることを教えている。Concevoir（概念する）、Juger（判断する）、Raisonner（推論する）である。（Ⅱ、1、27頁）

この三つの作用が、2年後には『論理学』の最初の三つの部分を分かつ原理となることは周知のとおりである。もう一つこの「あらゆる哲学者」という言い方にも注意しておこう。それは古代ギリシアから近代の西欧におよぶ哲学の伝統を全体的に包含するという主張である⁴⁵⁾。さて『文法』は第二の作用、判断についてこう述べている。

例えば「地球はまるい」という時のように、事物について我々がおこなう判断は命

題とよばれる。こうしてあらゆる命題が必然的に二つの名辞をふくんでいる。一は「主辞」とよばれ、「地球」のようにそれについて肯定がなされるころのものである。一は「賓辞」とよばれ、「まるい」のように肯定されることである。それに加えて、命題はこれら二つの名辞のあいだの関連「である」(est)をふくんでいる。(28-29頁)

コプラとともに命題を構成する名辞の主辞 (sujet) と賓辞 (attribut) への分割は、ステファニーニの指摘をまつまでもなく、古代および中世の文法がアリストテレスの論理学から受け継ぐ思想である⁴⁶⁾。そして「あらゆる哲学者」と共に語るポール・ロワイヤルもその流れのなかにある。

これに続いて『文法』は、名辞は精神の第一の作用、概念作用に属し我々の思惟の対象を意味するものであること、関連 (liaison) (いわゆる繫辞がこれを実現する) は第二の作用、判断に属し我々が思惟する仕方であることを指摘する。そのあと先に引用した品詞の「最も一般的な区別」、つまり一方における思惟の対象に対応する品詞群と他方における思惟の形ないし在り方に対応する品詞群との配分へと演繹していく。

こうして思惟の対象は、命題が表現する判断において全て名辞 (主辞であれ賓辞であれ) として機能する。そして逆にあらゆる名辞は思惟の対象をあらわすと考えることができる。しかし、上の引用で例にあがるのは、être 動詞をのぞけば名詞だけであった。例に上がらない他の品詞の問題を、概念作用のレベルにある記号論に止まるのではなく、今導入された名辞の考え方をを用いて、判断ないし命題という論理学の領域で解決することができるのではないだろうか。つまり名詞以外の品詞はそのまま名辞ではないとしても、それらが名辞の構成に参与することを明らかにすればよいのではないか。

「名詞」に代わるとされる代名詞は問題なく名辞となりうる。「真の形容名詞に他ならない」分詞についても同様である。残る冠詞、副詞、前置詞については、以上見てきたことを準備として、『文法』について歴史学的にも理論的にも詳しい注解を公表したロラン・ドンゼの簡潔な指摘をもってほぼ解決とすることができるだろう。彼は書いている。

なるほど、それらはこれら二つの名辞 (主辞と賓辞) の “complexion” (組立) に入ることができる。déterminant (限定詞) の資格でであれ (冠詞)、particule relationnelle (関係をつくる小辞) としてであれ (前置詞)、あるいは modificateur (変様詞) としてであれ (副詞)。そしてこの理由でおそらくアルノオとランスロはこ

れらを語の第一のクラスに結びつけるのである。(ドンゼ、上掲書63-64頁)

つまり思惟の対象をあらわす品詞群に入り得るというのである。

しかし上の説明のうち副詞だけは問題となるだろう。というのはこの種の語は形容名詞の変様詞となることもある (*il est très content*) けれども、『文法』自身もそれを肯定しているようにより優れて動詞にかかるからである。“*Pierre marche vite.*” という例文の “*vite*” は賓辞の「変様詞」といえるのか。そもそもここに賓辞はあるのか。したがってまたコブラは。これらの問題を一挙に解決し、副詞が名辞の構成に参与することを納得するためには、『文法』のおこなう動詞の分析を応用することによって、アルノオーランスロが言明している以上のことを彼らに言わせる必要がある。それは可能でもある。『文法』は “*La Terre est ronde*” (II、13、94頁) における *est* のように特権的に動詞がそのままコブラとして機能する場合に限らず、あらゆる動詞の本質が肯定作用にあると主張する。たとえば “*Dieu aime les hommes*” (チョムスキーが引用する『論理学』からの例文) は “*Dieu est aimant les hommes*” に等しい⁴⁰⁾。そこで *Dieu* は主辞、*aimant les hommes* は賓辞、そして *est* が繫辞である。同様に “*Pierre marche vite*” は “*Pierre est marchant vite*” なる構造 (チョムスキーのいわゆる深層構造ないし基底構造) に書き換えることができる。この分析によって——命題と判断をあえて区別するならば——命題において動詞にかかる副詞は判断においては実は賓辞 (たるべきもの) の組立てに参与していることがわかる。因みにポール・ロワイヤルの学者たちによるこの動詞の解釈は一見独創的とみえたとしても、実際にはすでに13世紀の西欧の文法家たちが、もちろんトマスを含む哲学者たちの注解をふまえて、アリストテレスの哲学とりわけ『自然学』における運動の分析を言語事象である動詞に応用する時に試みた分析であったことを、我々はケリーの論文によって知ることができる⁴¹⁾。

ところで、ドンゼの引用文は「なるほど…」というように「けれども」という文章に続いている。じっさいドンゼは『文法』の著者が上のような理解によって品詞を分類しているのであれば、それは、語が思惟の対象をあらわすか思惟の形をあらわすかという論理的考察によってよりは判断を構成する名辞に物的に参入するか否かという文法的考察によって品詞を区別することであると指摘している。言い換えれば、品詞を大きく二分する時には論理学が、そしてこれらのグループを細分する時には文法学が介入しているというのである。以

上の仮説によって、名詞が他のいくつかの品詞とともに有する共通性（思惟の対象）および、前者の他との差異——命題の名辞となる / 命題の名辞に参与する、もしくは表層において名辞となる / (副詞の場合のように) 深層において名辞あるいはそれが表す概念に参与する、も示されたことになる。そしてその後「文法」は、我々が最初に見たように、第二章において名詞の更なる区別に向かうのである。以上で形容名詞の論拠にかかわる考察をおわる。

6. 「形容名詞」の由来

次に我々は形容名詞という名称の慣用という側面に注目し、文法学の歴史のなかでのこの用語の位置づけを考えることになる。

「文法」がこれを名詞の一種とすにあたって殊更にそのことを強調もせず、その根拠を明示することもなく、Adjectif という用語は一種の名称の定義の形で出現することから、この概念の慣用つまり伝統を振り返る必要があると我々は考えた。さしあたって我々は、ポール・ロワイヤルの「文法」も「論理学」もかなり大幅に西欧におけるスコラ哲学や中世の文法学の認識を受け継いでいるのではないかという仮説を提起しよう。フーコーも「序文」の中でそのことに言及している⁴⁹⁾。ただ、問題はこういう概括的な命題でよしとするわけにはいかず、精密な具体的な証明を要するということである。例えばどの点においてポール・ロワイヤルは伝統に従っているのか、またどのようにしてこれから離れるのかを示すことが必要なのである。

そこで、まず我々が基礎的な事実としていえることは、先に検討したテキストで見た実体、偶有、基体、形相とかはアリストテレスまで遡ることのできるスコラ哲学の用語であること、Nomen Adjectivum は古典ラテン語の語彙であること位のものにすぎない。西欧の文法思想の伝統、中世やルネッサンスの文法学に疎い我々としては、研究書にたよる他はない。

ここでは、再びロラン・ドンゼを参照する。彼は、形容名詞について「文法」に先行する思想としては4世紀のドーナトゥス (Donat) および5～6世紀のプリスキアーヌス (Priscien) を参照している⁵⁰⁾。ただ、後者が“Adjectivum”のほうは“qualificatif” (性質づけの語) の意味で知っていたらしいけれども、“Substantivum”の方には実体名詞の意味をあたえていない (それは動詞“esse”あるいは代名詞“qui” “quid” に充てられている) ことに注目し

て、「実体名詞と形容名詞の区別を導入したのは中世の文法学である」（201頁）と判断している。次いで彼は、ポール・ロワイヤル『文法』が批判的な言及をしている⁵¹⁾ところの16世紀のスカリジェール（Jules-César Scaliger, 1484–1558）を参照し、このユマニストによる名詞の定義、名詞／代名詞の区別、そして形容名詞／実体名詞の区別を紹介している。最後の項目を引用しよう。

実体名詞あるいは *essentialia* は、事物（あるいは実体、例 homo）の何たるかを、もしくは、それが作用をおよぼすところの事物とは独立に考えられる偶有（accidents、例 albedo）の何たるかを記す。形容名詞あるいは *denominativa* は、実体に内属する限りでの偶有（albus）を記す⁵²⁾。

ドンゼによる要約と翻訳が正確であるならば、面白いことにこの定義は、その主旨および列挙の順序（S1-S2-A1）に関して（ここでは見なかった）『論理学』初版のテキストに近く（ただしアルノオとニコルは、先程みたばかりの『文法』のテキストとは反対に、S2（白さ）は「実体と何らかの関連をもつ」（I、2、特に48頁）と述べていた⁵³⁾）、他方、列挙の順序は入れかわるが、『文法』の方は逆に S2 を共示を取り除かれたものとする限りにおいて、ユマニストの定義は『文法』のそれに極めて近いのみならず、「偶有」という語を一貫して使用している点でもランスロはスカリジェールに共通なのである。

ポール・ロワイヤルにおける強力な哲学的伝統の問題はしかしテキストそのものの検討によっても確認することができるだろう。そのために我々は、『文法』が頻繁に用いたスコラ哲学の術語であり、『論理学』がアリストテレースの「範疇」の考えに遡ると見なしている概念⁵⁴⁾、「偶有」の両テキストにおける処理という一点に注目しよう。

7. 「偶有」の後退

『文法』が思惟の対象として事物（実体）とともに事物の在り方（偶有）を語り、そこから形容名詞論を展開していくのに対して、『論理学』はその初版からすでに、これに対応するパラダイグムとして事物のあり方（*manière de chose*）、様態（*mode*）、属性（*attribut*）、性質（*qualité*）を語る。すなわち、

私は、事物のうちに概念され、事物なしには存続し得ないものとして事物をある在り方であるべく決定し、しかじかと名付けさせるものを「事物の在り方」「様態」「属性」もしくは「性質」と呼ぶ。(『論理学』、I、2、47頁)⁵⁹

お分かりのように『論理学』は偶有を挙げない。いや1662年のテキストがこれを完全に排除する訳ではない。「偶有」は「人間性」のような語(S3)の形成のプロセスを説く件に現れている。すなわち、

しかし注目しなければならないのは、我々の精神は大部分の事物を様態をもつものとして知ることに慣れているために、というのはそれらは我々の五感をうつ偶有もしくは性質をとおしてしかまず知られないからだ、精神はしばしば本質において実体そのものを二つの概念に分割し、その一方を基体とみなし他方を様態とみなす。(同上。強調筆者)

「様態をもつ事物」とは「実体」プラス「様態」であるという習慣となった思考形式が、実際には「様態をもつ事物」ではないもの、実体そのものにまで応用されてしまうという不正確な概念作用、したがってまた不正確な言語使用のプロセスの分析である。説明のための例は二つ。「神のうちにあるすべてのものは神そのものである」にもかかわらず神を無限の存在とする時、まるで「無限性は神の属性」であり「存在はこの属性の基体」でもあるかのように考えると、(実体としての)「人間がしばしば人間性の基体(habens humanitatem)」と、したがって様態をもつ事物とみなされる」とか、である。この種の「認識」に由来する語としては「人間性」の他に「物体性」と「理性」があがっている。そしてこれらの概念は「実体の抽象(物)」(abstrait des substances)と呼ばれている(48頁)。(『文法』は対応する語を“substantifs abstraits”と呼んでいた(33頁)ことを思い出して戴きたい)。「論理学」初版のヴェルシオンが名詞にかかわる部分(I、2)で「偶有」をもちいるのは上の段落においてのみである⁶⁰。その場合にも「偶有」は単独では用いられず、「もしくは性質」という表現がこれを補っていることに注目する必要がある。ランスローアルノオからニコル・アルノオにかけて偶有の後退を推測することができる。

事実、1683年に『論理学』が吸収した『文法』(II、2)に由来するテキスト(II、1)においては、この語は組織的な追放の対象となる。対応する箇所をあげれば一目瞭然である。

【文法】(1676)

思惟の対象 : Les objets de nos pensées sont ou les choses (...); Ou la maniere des choses, (...) ce qu'on appelle *accident*. (p.30)

A1: ... & ceux qui signifient les *accidens*, en marquant le sujet auquel ces *accidens* conviennent, [ont été appelés] *noms adjectifs*. (*op. cit.*, p.31)

S2: Comme donc cette connotation fait l'adjectif, lors qu'on l'oste des mots qui signifient les *accidens*, on en fait des substantifs, comme de *coloré*, *couleur*... (p. 32)

品詞の転換(A>S): Mais il y a une autre sorte de noms qui passent pour substantifs, quoy qu'en effet ils soient adjectifs, puis qu'ils signifient une *forme accidentelle*, & qu'ils marquent aussi un sujet auquel convient cette forme. Tels sont les noms de diverses professions des hommes, comme *Roy*, *Philosophe*... (p.33)

【論理学】第5版(1683)

Les objets de nos pensées étant, (...) ou des choses, ou des manieres de choses... (II, 1, p.104)

Ceux qui signifient les manieres, en marquant en même-temps le sujet auquel elles conviennent, s'appellent *Noms adjectifs*, comme *bon*, *juste*, *rond*. (*ibid.*)

C'est pourquoi quand par une abstraction de l'esprit on conçoit ces manieres sans les rapporter à un certain sujet, comme elles subsistent alors en quelque sorte dans l'esprit par elles-mêmes; elles s'expriment par un mot substantif, comme *sagesse*, *blancheur*, *couleur*. (p.104)⁵⁷⁾

Il y a des Noms qui passent pour substantifs en Grammaire, qui sont de veritables adjectifs, comme *roi*, *philosophe*, *medecin*, puisqu'ils marquent une maniere d'être ou mode dans un sujet. (*ibid.*)

「偶有」の抹消、その「在り方」ないし「様態」への置き換えは明白である。それは「偶有的な形」(forme accidentelle) という表現についてもかわらない。要するに「文法」の名詞論の「論理学」による引用においてはこれは意図的に消されるのである。「論理学」が「別様に説明した」という点の少なくとも一つはこの字句の交換にあった。

しかし何故なのか。ポール・ロワイヤルの文法学に関する考察の最後に、この問いに答えなければならない。その理由は、この概念の定義そのものからくると思われる。「偶有」が学院の哲学でいわれる5つの普遍概念(Universaux)の一つであることは知られている。「論理学」はこれを「5種類の普遍概念、類、種、種差、固有性、偶有について」というタイトルをもつ第1部第7章(1671~75年の第4版までは第6章)⁸⁸⁾で解説している。5つの普遍概念の説明を必要なかぎり個条書きにまとめよう。これによって形而上学と文法の連帯関係を再確認することもできるだろう。

一般概念が事物として表象する対象…「実体名詞もしくは絶対詞(absolus)によって示される」

- 類……たとえば延長実体(物体)および思惟実体(精神)に対する「実体」
- 種……実体にたいする「物体」「精神」

本質的属性または様態…「形容名詞もしくは共示詞(connotatifs)によって示される」

- 種差……第一の本質的属性、「延長をもつ」「思惟する」など
- 固有性…本質に属するが第一には考えられない属性、「分割されうる」「不死の」
- 偶有⁸⁹⁾

以上を準備として、偶有の説明の一つのやや長いパラグラフに求めよう。

実体の不明瞭で限定されない概念と何らかの様態の判明な概念とを結合するときには、この概念はその様態がそこにあるところのすべての物を表象することができる。「賢明な」の概念があらゆる賢明な人々を表象し、「丸い」のそれがあらゆる丸い物体を表象するように。その時にはある共示的な用語 prudent, rond で表現されるこの概念こそが第5の普遍概念なのであって、これは偶有(accident)とよばれる。なぜならば、それはそれが帰属させられる事物にとって本質的ではない。もし本質的であったとしたら、それは種差ないし固有性ということになるからである。(「論理学」I、7、64頁)

形容名詞の定義において、その意味作用の対象として「偶有」を維持するならば、厳密には種差や固有性を意味するすべての語が漏れてしまう。これら全てを掬いあげ、かつ統括する概念が必要であった。そこでより一般性をもつ「様態」が——しかしこれは依然として問題をのこす。というのもフランス17世紀というこのいわばバイリンガル文化の時代において、“mode”という語が喚起せずにはおかない“modus”は、学院の哲学においてもそうだが、殊に中世の文法家たちによって様々の局面で頻繁に用いられた——、そしてとりわけスコラ哲学の術語体系に無縁とみえる「在り方」(*manière de choses, manière d'être*)——デュマルセが頻繁に用いることになる用語——が導入された。これが『論理学』1683年版における『文法』テキスト修正のモチーフである。

結 論

考察をおえるにあたり、伝統的な文法学の用語が「哲学的な性格をもち完全に形式論理学に浸透されていた」というギヨームの指摘をもう少し精密に言い直しておこう。著書『文法』において論理学的思考はどのように働いているか。我々が検討した品詞論に関する限り、

- (1) まず語の種別化は全体として、類、種、亜種へと上位から下位へ階梯的秩序にしたがってなされる。論理学的な分類法である。そして、
- (2) 最も上位の類には、思惟の対象／思惟の形に対応する二大グループがくる。この識別が思惟の分析に基づくことは言うまでもない。前者は命題において主辞もしくは賓辞となるのであり、後者はこれら二つの間の繫辞となる。じっさい著書『論理学』も第一部で概念を第二部で判断を考察する。
- (3) 次に種 (*espèce*) としての品詞群がくる。これは、一方には思惟の形をあらわす動詞、接続詞、間投詞であり、他方には思惟の対象をあらわす名詞、冠詞、代名詞、分詞、前置詞、副詞である。ところで、後者に属する品詞それぞれの種差を『文法』は体系的に明示しないのだが、ドンゼの解釈によるかぎりそれは各々が名辞となる「なり方」に属する。そしてこの「なり方」は、論理学ではなく端的に文法的な分析によって明らかになる。
- (4) そして最下位には名詞の二つの亜種つまり実体名詞／形容名詞への区別がくる。これは実体と偶有という世界の秩序に由来する存在論的な区別であるが、しかしそれが同時に思惟の対象を二つに分かつという意味では（存在論に連結

した) 論理学の発想である。

最後に、『文法』『論理学』の名詞論の検討によって垣間見ることができたのは、ポール・ロワイヤルの文法学が、アリストテレスに淵源をもつ中世ヨーロッパの学的営みをつうじて練りあげられてきた学院哲学の応用ないし発展として特徴づけられるという事実である。5種類の普遍概念はすべて名詞によって表現される。アルノオーニコルは、最後に見たように、それらの概念と実体名詞、形容名詞との対応を説明している。更に論理的考察が語の種別化の様々な段階で介入することを我々は確認した。またチョムスキーが注目した⁸⁰⁾ あらゆる動詞のコプラ+分詞への分解という文法上の独創的なデカルト主義的な(と思われた)理論も命題という考え方の強力な主張に他ならないし、実際それはアリストテレスから発してスコラの論理学を言語に応用した13世紀の哲学的文法家たち、いわゆるモディスト(modistes)たちに見られる解釈であった。こうして我々はギヨームの語った「伝統」とか「形式論理学」の名前が何であるかを知った。著者たちのいわゆる「デカルト主義」にもかかわらず、あるいはより正確にはデカルト主義やアウグスティヌス主義とおそらく矛盾することなく、彼らの文法論少なくともその名詞論は、そしてそれを基礎づける論理学はスコラの学知と不可分であったことがわかる。我々はアルノオーニコルによる「性質」や「様態をもつ」(modifié)という用語、とりわけ学院の術語体系に与しない「在り方」(manière)の導入にそのささやかな離脱の徴をみることができたにすぎない。それも辛うじて。というのもこれはラテン語の単語ではなく従って文字においては確かに不即の立場を示しているものの、他方これはおそらく“modus essendi”の翻訳であってみれば、精神においては不離の位置にあることを認めざるを得ないからである。更に「偶有」の拒否は、我々の解釈によれば、学院の哲学に対する無知や軽蔑に由来するのではなくむしろ反対に伝統的な術語を言ってみれば不正確には用いたくないが故に避けるという動機に由来する。伝統哲学の展開としての文法学のなかで、スカリジェールやサンクティウス⁸¹⁾などと同様に概念を濫用したランスロの記述をこの哲学をわきまえたアルノオとニコルが矯正しているのである。

実体一偶有の対概念に基礎をおく形而上学が西欧における公式の学知であり続ける間、これと連帯した文法学もその体系の運動をやめない。デイドロやヴォルテールが実体概念を問題化し始める時に⁸²⁾、二三の文法学者たち(Girard, Beauzée)が名詞範疇から区別されるものとして「形容詞」を語り始めるのは偶然ではない。

註 釈

はじめに

- 1) この研究の主な部分は1996年10月19日フランス17世紀研究会（福岡大学セミナー・ハウス）において発表された。
- 2) 『講義』第5版（1955年）は1959、62、65、68、72年…に重版をみている。*Cours de linguistique générale*, édition critique par Tullio de Mauro, Payot, 1972, “Notes” 17 et 18 (p.409); Robert Godel, *Les sources manuscrites du Cours de linguistique générale*. Genève: Droz, 1957, 2e tirage 1969, p.18参照。
 - 1.
 - 3) N. Chomsky, *La linguistique cartésienne* (1966), traduction française par N. Delanoë et D. Sperber, Éditions du Seuil, 1969, “Introduction”, p.15.
 - 4) G. Guillaume, *Leçons de linguistique*, publiées par R. Valin, 1948–1949, Série C: *Grammaire particulière du français et grammaire générale*, Québec / Paris, 1973, p.10. ソスユールへの言及（『講義』への回帰、その発展、場合によっては批判）は同書17–18頁、45頁などにも見える。
 - 5) G. Guillaume, *Leçon du 18 février 1949*, *Ibid.*, pp.107–115.
 - 6) D’Alembert, “Éloge de M. Du Marsais”, in *Encyclopédie*, Tome VII (1757), pp.i-xiiij. ヴォルテールの評「彼ほど文法の形而上学をよく知ったものはいない。彼ほど諸言語の原理を深くきわめたものはいない」（Voltaire, “Catalogue de la plupart des écrivains français”, *Le Siècle de Louis XIV* (1751), Garnier-Flammarion, 1966, Tome II, p.224. ただし項目 “Dumarsais” は1756年版での追加である。
 - 7) 例えば一般文法の論理主義を批判する A. Meillet, *Linguistique historique et linguistique générale* (1975), Slatkine Reprints / H. Champion, 1982, pp.viii et 15参照。Cf. Ch. Porset, “*Grammatista Philosophans: Les sciences du langage de Port-Royal aux idéologues* (1660–1818): Bibliographie”, in *La Grammaire générale des modistes aux idéologues*, Publications de l’Université de Lille III, 1977, p.12.
 - 8) 他にも G. Guillaume, *Leçons de linguistique*, 1948–1949, Série B: *Psychosystématique du langage*, 1971, pp.137–138 (leçon du 17 mars) 参照。
 - 9) サーリンはブリュノ (*La pensée et la langue* (1922), 3e éd. 1936) のあたえ

た「全く新しい文法体系」に言及しながら「行政もついにこの問題に興味をもち、1908年の省令で伝統的な用語法と（教育）方法に幾多の修正をもたらした」という（Gunvor Sahlin, *César Chesneau du Marsais et son rôle dans l'évolution de la grammaire générale*, Macon: Protat Frères, 1928, "Introduction", p. vi). (年代のアナクロニズムをどう考えるか。また1908年の省令とは何か)。さらに、一般文法が言語学の「進化」を遅らせたことを指摘する（これが著者が繰り返す展望である）文脈で「例えば近代の専門用語も文法的定義も——とりわけ1910年の省令によって規定された新しい文法学上の用語法までは、そしてある程度までは最近の教科書においてもだが——大幅にデュマルセの理論に基礎づけられている」（同上、5頁）ともいう。この年代は正しい。

10) "Arrêté fixant la nouvelle nomenclature grammaticale" du 25 juillet 1910 (Gaston Doumergue), in *L'Enseignement du français à l'école primaire: Textes officiels concernant l'enseignement primaire de la Révolution à nos jours*, présentés par A. Chervel, Tome II 1880–1939, Éditions Economica, 1995, pp.247–248.

11) "Circulaire relative à la nouvelle nomenclature grammaticale" du 28 septembre 1910 (Gaston Doumergue), in *L'Enseignement du français à l'école primaire*, op. cit., p.251.

12) *Encyclopédie*, "ADJECTIF" (署名 F), Tome I (1751), pp.133a–137b; in César Chesneau Du Marsais, *Les véritables principes de la grammaire et autres textes, 1729–1756*, Coll. "Corpus des Œuvres de Philosophie en Langue Française", A. Fayard, 1987, pp.182–198.

13) *Encyclopédie*, "NOM" (署名 B.E.R.M.), Tome XI (1765), pp.195b–199b.

14) *Encyclopédie*, "SUBSTANTIF" (無署名), Tome XV (1765), pp.587b–588b.

15) Marc Dominicy, *La Naissance de la grammaire moderne: langage, logique et philosophie à Port-Royal*, Bruxelles: P. Mardaga, 1984, p.7.

2.

16) *Grammaire générale et raisonnée, 1660*, suivie d'un Appendix du chapitre XIX de la IIe Partie de la 2de éd. de 1664, The Scholar Press limited, Menston, England, 1967.

17) *Grammaire générale et raisonnée ou la Grammaire de Port-Royal*, éd. critique présentée par Herbert E. Brekle, Stuttgart-Bad Cannstatt: F. From-

mann Verlag, 1966. これは第3版(1676)の復刻である。以下『文法』の参照は別に指示をしない限りこの版による。他に

--A. Arnaud, C. Lancelot, *Grammaire générale et raisonnée de Port-Royal*, suivie 1° de la partie de la *Logique de P.-R.* qui traite des propositions; 2° des *Remarques* de Duclos, de l'Académie française; 3° du *Supplément à la Grammaire générale de P.-R.*, par l'Abbé Fromant, avec une Introduction historique par M. A. Bailly (Réimpression de l'éd. de Paris, 1846), Slatkine Reprints, 1980. デュクロ及びフロマンについてはこの書を参照する。

--Arnaud, Lancelot, *Grammaire générale et raisonnée*, avec les *Remarques* de Duclos, Préface Michel Foucault (Réimpression de l'éd. de Paris, 1830), Paris: Replications Paulet, 1969.

--Antoine Arnaud et Claude Lancelot, *Grammaire générale et raisonnée*, Présentation de Jean-Marc Mandosio, Éditions Allia, 1997などがある。

18) *La Logique ou l'art de penser*, Paris, 1662, Rééditée en facsimilé par B. B. von F. Löringhoff et H. E. Brekle, Struttgart-Bad Cannstatt, F. Frommann Verlag, 1965.

19) *Logique ou l'art de penser*, Cinquième édition revue & de nouveau augmentée, imprimée en photocopie, avec une Introduction par P. Roubinet, La Société des Publications de la Faculté des Lettres de Lille/R. Giard, 1964;

--Antoine Arnaud et Pierre Nicole, *La Logique ou l'art de penser*, Édition critique par P. Clair et F. Girbal, P.U.F., 1965 (現在では J.Vrin 書店から刊行されている)。以下『論理学』の参照はこの版による。

20) Cf. P. Clair et F. Girbal, "Avant-Propos" de *la Logique*, op. cit., p.2 et n. 1 (p.365).

21) H. F. Brekle, "Introduction" à l'Éd. critique de la *Grammaire générale et raisonnée*, op. cit., p.xvi.

22) 上記註16参照。

23) Abbé Fromant, *Supplément à la Grammaire...*, op. cit. (上記註17), p. 232. フロマンはそこでの追加を第3版でのそれと見なしている。

24) 「複合命題に関して『論理学もしくは思考術』第二部3、4、5、6章で述べられたことを参照することができる」(『文法』、II、9、68頁)

25) 第3版は第二章で一箇所 "si" の脱落ミスをおかしている: "comme si la signi-

fication plus distincte estoit aussi la plus directe.” (Éd. The Scholar Press, p.34), “comme la signification plus distincte estoit aussi la plus directe.” (Éd. Brekle, p.34). 第一章については、1、2の句読点の違いを別にすれば、初版の方に一語“que”の脱落がある：“... il faut aussi que la plus generale distinction des mots, soit que les uns signifient les objets des pensées, & les autres la forme & la maniere de nos pensées...” (Éd. Brekle, pp.29–30), “...il faut aussi la plus generale distinction des mots, soit que les uns...” (Éd. The Scholar Press, pp.29–30). 初版と第3版とは、第2章にいたるまで頁割りもほとんど変わっていない。

26) ランスロは書いている。「さらに彼〔アルノオ〕の好意にあまえて、暇な時間にそれら〔の考察〕を口述筆記させてもらうことにした。こうして私はそれらを集め秩序づけてこの小論を制作した」(引用書「序文」、4頁)。他方『論理学』の著者はいう。「一日以上を用いるつもりはなかったのだが、[...]非常に多くの新しい考察がうかんだので、それから解放されるために書かざるを得なかった。こうして一日のかわりに4～5日をもちいてこの『論理学』の本体がつくられた。その後様々の事柄が追加された」(引用書「緒言」、13頁)

3.

27) 『文法』による記号としての語の定義：「こうして人間がそれをもって彼らの思惟を意味する (signifier) ための記号 (signes) としたところの判別の分節音を語と定義することができる」(II、1、27頁)。またこの文章に先立つ段落および著書「前文」(5頁) 参照。

4.

28) 「王」「哲学者」を実体の名ではないという理由で形容名詞とする議論は『文法』33頁(『論理学』第二部第一章104頁)に見える。本論文24頁参照。

5.

29) Pascal, *De l'Esprit géométrique*, in *Œuvres Complètes*, éd. L. Lafuma, Seuil, 1963, pp.348–355; *Œuvres Complètes*, éd. J. Mesnard, Tome III, D. D.B., 1991, pp.390–412.

30) Arnauld & Nicole, *La Logique ou l'art de penser*, I, titre du ch. XIV. op. cit., p.93.

31) 『論理学』における名称の紹介を参照しよう：“Les noms qui servent à exprimer les choses s'appellent substantifs ou absolus”; “Ceux aussi qui signifient premierement & directement les modes, [...] sont aussi appelés sub-

stantifs & absolus”; “Les noms qui signifient les choses comme modifiées [...] sont appelés adjectifs ou connotatifs” (*Logique*, I, ch. 2, op. cit., p. 47). いずれも慣用にしたがう概念規定のやり方である。それに対して概念の対象の命名は別様になされる。“*J'appelle* chose ce que l'on conçoit comme subsistant par soi-même [...]. *C'est ce qu'on appelle* autrement substance”. “*J'appelle* maniere de chose, ou mode, ou attribut, ou qualité, ce qui étant conçu dans la chose, [...] la détermine à être d'une certaine façon, & *la fait nommer* telle.” “*J'appelle* chose modifiée, lorsqu'on considère la substance comme déterminée par une certaine maniere, ou mode.” (同上。イタリック体筆者)。ここでは恣意性と動機づけとが分離されていないことがわかる。

32) 『文法』、「序文」、4頁。

33) Foucault, “Introduction” à la Grammaire, in *Dits et Écrits I*, Gallimard, 1994, pp.736-739. これは“Préface” (上記註17参照)の改訂版である。ドンゼは『文法』の一般性には諸言語の比較という面もあり、慣用の個性性からくる限界もあると指摘している (Roland Donzé, *La Grammaire générale et raisonnée de Port-Royal: Contribution à l'histoire des idées grammaticales en France* (1967), 2e éd., Berne: A Francke, 1971, p.37).

34) R. Donzé, op. cit., p.60. 著者は『ギリシア語教本』ではこれら3群の判別は十分にはなされていず、1/2/3の区別と1+2/3のその間に揺れがみられるという (同上、61-62頁)。

35) 原文は上記註25参照。

36) 「彼らはそれら名詞の代わりになる語を發明した。それゆえこれらを代名詞と呼んだ」(『文法』、II、8、59頁)。なおギヨームは伝統的なこの説明を真先に批判する (G. Guillaume, op. cit., p.108 sq.).

37) “Les Participes sont de vrais noms adjectifs.” (『文法』II、20、130頁)

38) デュクロ (上記註17、2° 参照) は、デュマルセを参照しつつ、第一種から冠詞、前置詞、副詞を省くべきだという (*Remarques*, p.48)。彼らにはすでに『文法』の論拠が見えなかったのである。

39) F. de Saussure, *Cours de linguistique générale*, Payot, 1972, p.166. この名高い指摘はアルノオとニコルの教えを思い出させる。「ある類を分かつ二つの種差が二つともポジティブであることは必ずしも必要でないことを指摘しなければならない。それは一つあれば十分なのである」(『論理学』I、7、62頁)

40) 無限分割を論じながら帰謬法 (démonstration par l'impossible) をよしとする

パスカル (*De l'Esprit géométrique, Œuvres Complètes*, éd. Mesnard, Tome III, op. cit., pp.404-405) に対してアルノオ・ニコルは「それは精神を説き伏せはするが照らしはしない」「他の証明を与え得ない時にしか容認されない」という(『論理学』、IV、9、328-329頁)。

41) Foucault, "Introduction", op. cit., p.748.

42) 「もしかしたらこの表は文法の領域全体をカヴァーしないかもしれない。しかしそれは少なくとも本質的なものを組織する」(フーコー、上掲書748頁)

43) 上記註27参照。

44) 上記註25参照。

45) 「方法」にかかわる第四部のみは論理学の伝統的な枠組みにとわれない「新しい」部分である。近代派ペローが特にこの部分を称賛する所以である。Charles Perrault, *Parallèle des Anciens et des Modernes*, Troisième Dialogue (2e éd. 1693), Slatkine Reprints, 1979, pp.53-56参照。

46) J. Stéfanini, "La linguistique aristotélicienne", in *La Grammaire générale des modistes aux idéologues*, op. cit., p.100.

47) 『論理学』(II、3、114頁)。『文法』は "Pierre vit" と与え、これを "Pierre est vivant" とおきかえる (II、13、96頁)。チョムスキー、引用書74頁参照。

48) L. G. Kelly, "La Physique d'Aristote et la phrase simple dans les ouvrages de grammaire spéculative", in *La Grammaire générale des modistes aux idéologues*, op. cit., pp.110, 114. しかしすでに「哲学者」に「*ἄνθρωπον βαδίζειν*と云うも *ἄνθρωπον βαδίζοντα εἶναι*と云うも何ら違いはない」との指摘が発見される (*De Interpretatione*, 216 b 9-10, Oxford University Press (1949, reprinted 1974), p.64).

6.

49) Foucault, op. cit., pp.751-752.

50) 両者の著書については R. Donzé, op. cit., p.68, n. 41 (p.201) 参照。また中世文法における実体名詞 / 形容名詞の区別については Ch. Thurot, *Notices et extraits de divers manuscrits latins pour servir à l'histoire des doctrines grammaticales au moyen âge*, Paris: Impr. Impériale, 1869, pp.79-82, 165-167への参照指示がある。

51) 『文法』は冠詞の考察に際して *Les Causes de la Langue Latine* なる本の議論に (II、7、52頁)、また動詞の定義をめぐって *Les Principes de la Langue Latine* にいずれも批判的に言及している (II、13、98-99頁)。これらは同じ著作である。ま

た『論理学』Ⅱ、2、110頁参照。

52) J.-C. Scaliger, *De causis linguae latinae libri tredecim*, éd. de 1580, p. 208–209, résumé(?) traduit par R. Donzé, n. 41, p.201.

53) ところが1683年には『文法』に倣って、知恵、白さ、色彩について「精神の抽象作用によって、これらの有り方ある基体に関連づけることなしに概念する時、その時にはそれらは我々の精神においてある意味でそれ自体で存続するのであるから実体語 (mot substantif) で表現される」(『論理学』Ⅱ、1、104頁。強調筆者) という。

54) 『論理学』、Ⅰ、3、49–50頁参照。『範疇論』の紹介とはいえ、そこでは「思惟の対象」のうち第一カテゴリーの実体をのぞけば他の全ては「偶有」と規定される(50頁)。そして第5の能動 (l'Agir) や第6の受動 (le Pâtir) は動詞がこれを表現する。それゆえ動詞もまた思惟の対象を(フーコーの『文法』解釈を思わせる)、それも「偶有」を意味することになる。『論理学』が「偶有」を区別なしに踏襲するのはとりわけこの章においてである。

7.

55) 原文は上記註31参照。

56) 他には、「索引」をみる限り) 間もなく見る「普遍概念」の章(Ⅰ、7) および「範疇」の章(Ⅰ、3)——いずれも伝統哲学の紹介——をのぞけば、ある種のソフィスム(これまた学院で語られるという)を説明する箇所(Ⅲ、19、254–255頁)に現れる。

57) 翻訳は上記註53参照。

58) 先に言及した有名な記号論が1683年に第4章として追加されるからである。

59) 『論理学』、Ⅰ、7、59–64頁。なお著者のあげる範例のうち、ここでは主としてデカルトに由来するものを選ぶ。

結論

60) チョムスキー、上掲書、73–74頁。

61) Cf. G. Clerico, “F. Sanctius: histoire d’une réhabilitation”, in *La Grammaire générale des modistes aux idéologues*, op. cit., p.137.

62) 拙論「アイドロによる言語起源論——『聾啞者に関する書簡』の註解」、山口大学独仏文学研究会「独仏文学」第3号(昭和56年1月)、51–72頁参照。

(九州大学文学部)